

# 「令和5年度介護予防事業 短期介護予防サービス」 ケアマネジャー説明会

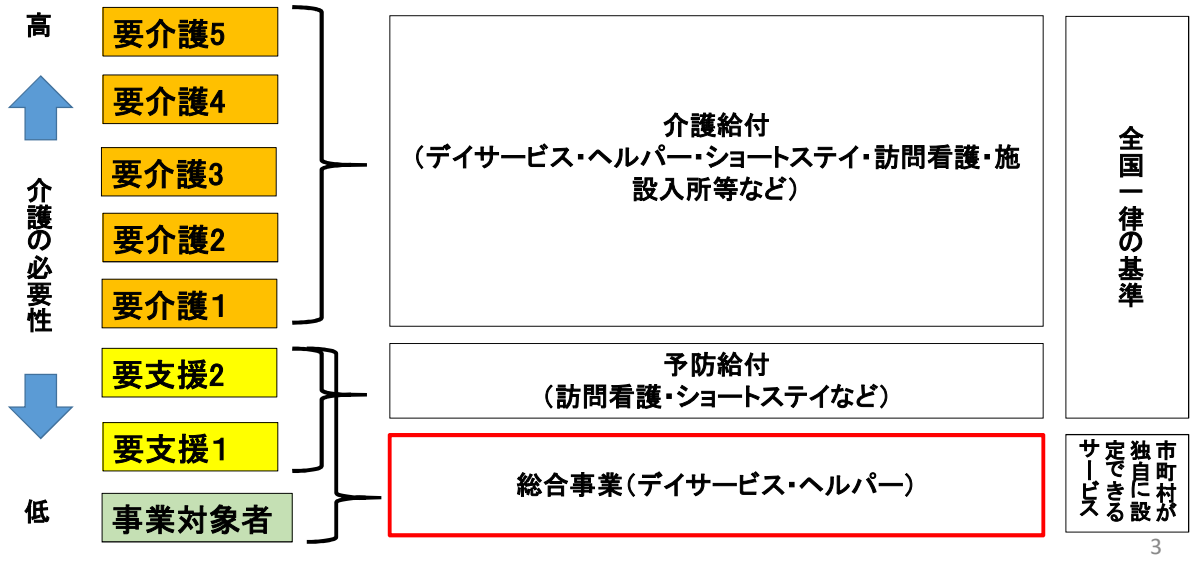
1

## 令和5年度あんしん介護予防事業短期介護 予防サービスの変更について

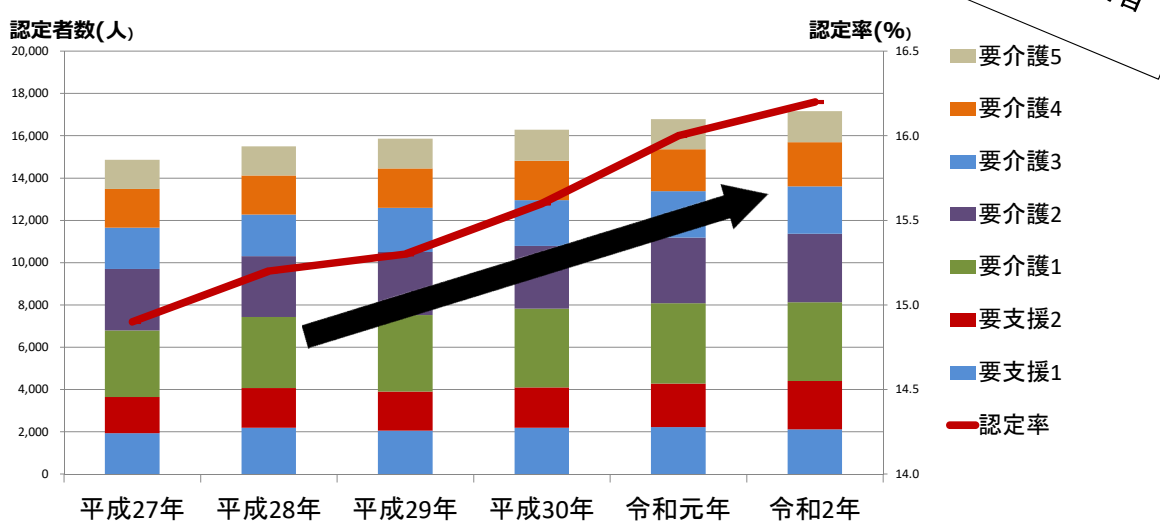
一宮市福祉部高年福祉課

2

# 介護予防・日常生活支援総合事業とは

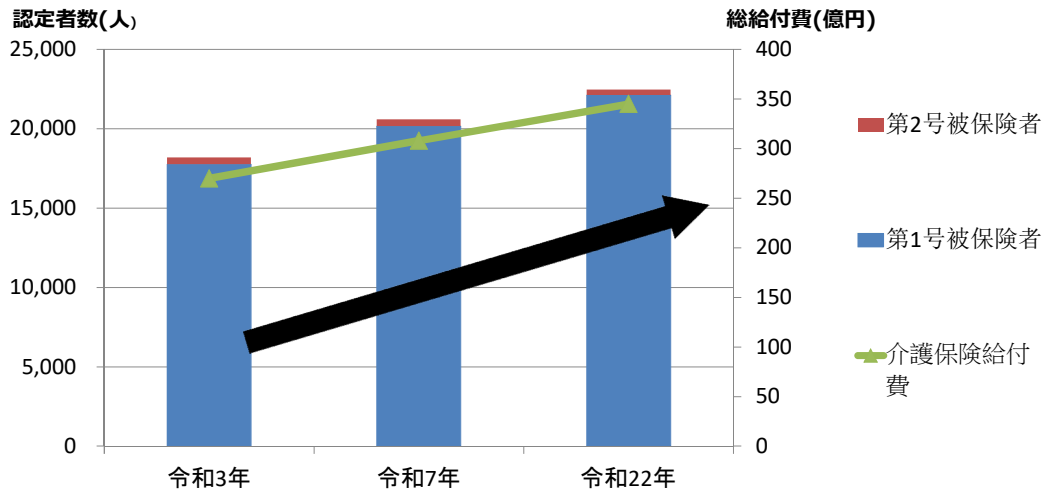


一宮市の要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移



## 一宮市の 要介護認定者数、1年間の総給付費の推移予測

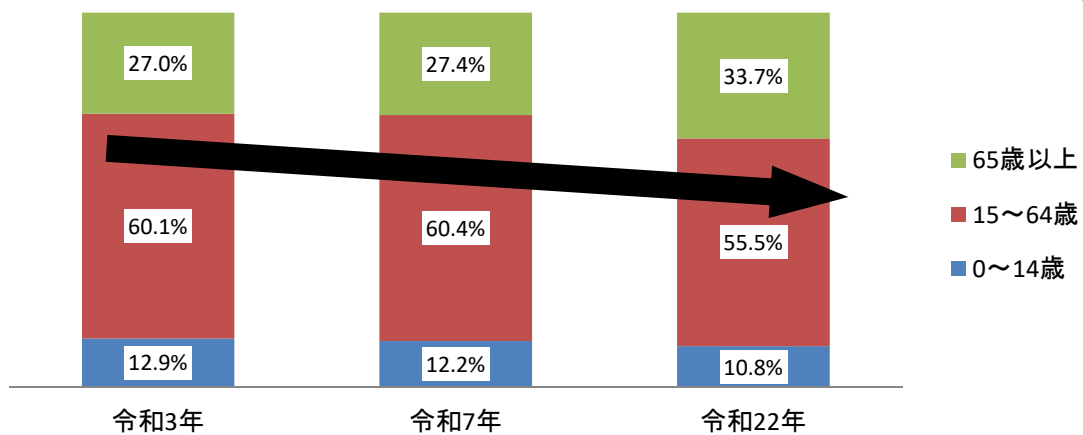
財政的な不足



5

## 一宮市の年齢3区分別 (人口推計)

人的な不足



・働き手(15~64歳)の減少

6

## 介護保険法における保険者等の役割

### 第4条(国民の努力及び義務)

1 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。(以下 略)

### 第5条(国及び地方公共団体の責務)

1 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、**住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、**医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない**。

1

## 一宮市あんしん介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る方向性

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるように、**自身の能力を最大限に活かしながら自立支援・重症化防止に向けた支援を行う。**

→生活機能の向上を目指し、質の高いサービスを提供する。特に介護度が軽度な要支援1の方や事業対象者については、漫然としたサービスの利用をなくし、サービスの利用は**目標と期間**を設定する。

→サービスが終了した際は、**継続して自分らしい生活を送る**ことができるように地域の通いの場に繋げていく。

8

これまでのケアマネジメント  
【お世話型ケアマネジメント】

- ▶ 本人が『**できないこと**』を**補う**形でのサービス利用
- ▶ 介護保険サービスを利用する『**型**』にあてはめたプラン



さらに介護が必要な暮らし

9

これからのケアマネジメント  
【自立支援型ケアマネジメント】

- ▶ 本人が**主体的**に取り組むことができる
- ▶ 「していること」「やりたいこと」「していたこと」に目を向ける



元のふつうの暮らし

10

## 通所型サービスについて

### 通所型サービスの内容

サービス名称	現行の通所介護相当		多様なサービス	
	① 介護予防通所介護相当サービス	② 基準緩和通所介護サービス (通所型サービスA・緩和した基準によるサービス)	③ 短期予防通所サービス (通所型サービスC・短期集中予防サービス)	
サービス内容等	身体機能維持、向上のために ・食事や入浴などの日常生活上の支援 ・生活機能向上、口腔機能、栄養改善等のための機能訓練 (現行の予防給付の基準)	生活機能維持、向上のために ・生活機能向上のための機能訓練 (人員・設備等を緩和した基準)	保健師等専門職による 通所型の機能訓練 (運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防など)	
対象者	① 既利用者でサービスの継続利用が必要な人 ② 食事・排泄・入浴・移動時等に状況確認や助言が必要な人 ③ 退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 ④ 心疾患・呼吸器疾患・認知機能の低下等により、日常生活に支障があるまたは生じる可能性がある人	生活機能や社会的機能の維持、向上が必要な人	短期集中的に専門職からの改善に向けた支援が必要な人 ※ 3～6カ月の短期で行う	
実施方法	事業者指定	事業者指定	一宮市が実施	
実施主体	既存の通所介護事業所	介護保険事業所・民間事業者・NPOなど	一宮市	

11

令和5年9月まで

現行のサービスC  
(短期予防通所サービス)

R5.9月で廃止

健脚ころばん塾

栄養改善教室

お口の健康づくり教室

脳の健康教室

項目ごとなので、集中して学習。  
一方で、生活への密着まで目が届きにくい。

短期予防訪問サービス

いきいき訪問

(理学療法士、作業療法士、柔道整復師、管理栄養士、歯科衛生士)

教室ごとで、それぞれに助言。本人の興味のある項目しか助言を受けることができない。

令和5年10月以降

これからのサービスC(短期介護予防サービス)

短期介護予防サービス

転倒予防、フレイル予防、オーラルフレイル予防、認知症予防など  
専門職の家庭訪問で本人の「やりたい！」を教室内のプログラムに反映、教室内で体験、今後の生活に活かすことができる。

短期予防訪問サービス

いきいき訪問

運動に特化した内容に変更  
(理学療法士、作業療法士、柔道整復師)

一体的に行うため、教室内の会話から情報をキャッチ。本人の興味のないことでも、情報として耳に入りやすい。いきいき訪問では、外出への足掛かりをサポート。外出できるようになったら、短期介護予防サービスへ。

12

## 通所サービス

### 短期介護予防サービスについて

13

#### 短期介護予防サービス(通所サービスC)の目的

高齢者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護の専門職が通所と訪問を組み合わせたサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の生活機能の維持・改善を図る。

更にはサービス終了後においても、地域の通いの場への参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができるように支援を行う。

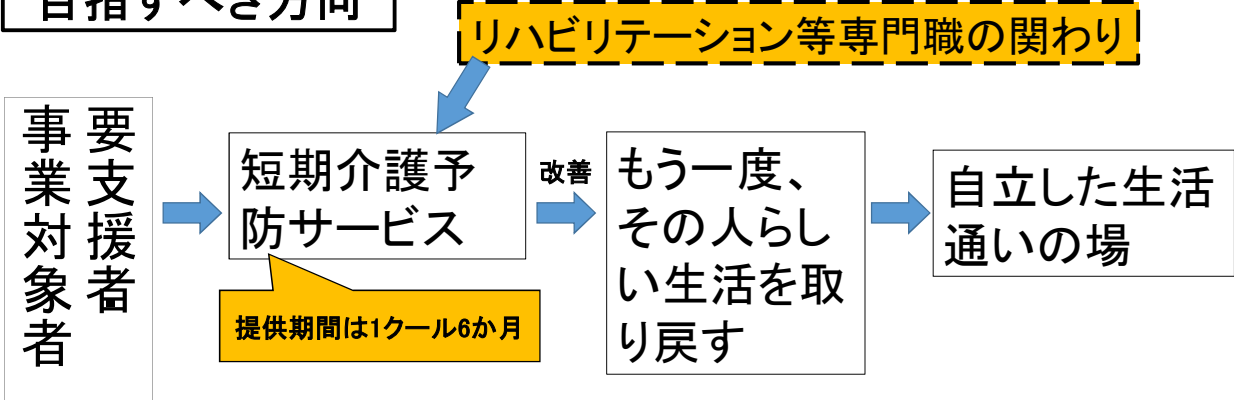
※要支援1及び事業対象者の新規認定者のうち、通所サービスを利用する場合は、原則短期介護予防サービスの利用とする。

14

令和5年10月1日～

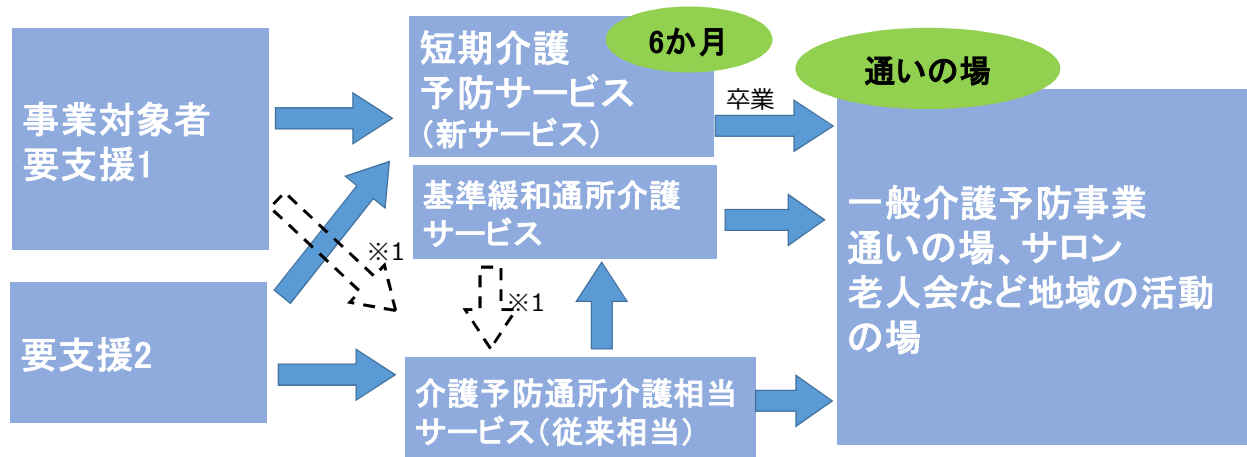
## 短期介護予防サービス(通所サービスC)

### 目指すべき方向



15

### 新規認定者が短期介護予防サービスを利用する場合の基本的な流れ



※1 特段の事情に限り、介護予防通所介護相当サービス(従来相当)を利用できる。(次ページ参照)

16

## 要支援1及び事業対象者で介護予防通所介護相当サービス(従来相当)を利用できる状態像の目安について

状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

状態像の目安	<p>①疾病により歩行に支障があり、外出の頻度が少なく、寝たり起きたりの生活で、送迎に本人が耐えられない方。</p> <p>②日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられる方。</p> <p>③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方。</p> <p>④①～③以外で市が認める方。</p>
基準	<p>①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A2」以上</p> <p>②主治医意見書に認知症と記載がある場合</p> <p>③主治医意見書に、がん、指定難病、精神疾患(うつ等含む)の記載が確認できること。精神障害者保健福祉手帳を取得、あるいは、自立支援医療対象者の場合</p> <p>④「理由書」を市へ提出し、市が介護予防通所介護相当サービスの利用を認めた場合。</p>

17

別紙

令和 年 月 日

(宛先) 一宮市長

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

介護予防通所介護相当サービスの利用について

下記の利用者について、ケアマネジメントの結果、介護予防通所介護相当サービス利用の状態像の目安④に該当すると判断しました。

つきましては、一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱第5条第2項に規定する理由書を提出します。

記

利用者情報

氏名	性別	生年月日	昭和 年 月 日 ( 歳)
住所	一宮市	区分	

介護予防通所介護相当サービス利用の状態像の目安④に該当すると判断した理由

【介護予防通所介護相当サービス利用の状態像の目安】

- ① 疾病により歩行に支障があり、外出の頻度が少なく、寝たり起きたりの生活で、送迎に本人が耐えられない方
- ② 日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられる方
- ③ 精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方
- ④ ①～③以外で市が認める方

※介護予防サービス・支援計画書を作成されている場合は、併せて御提出ください。

可・否

18

## 短期介護予防サービスの概要

通所と訪問を組み合わせたり  
リハビリテーションを中心としたサービス

### 1 通所

運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能の向上、認知症予防に関することを一体的に実施することで、利用者の生活機能の維持・改善を図る。

### 2 訪問(理学療法士など専門職による訪問)

生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整、さらにはセルフケア意識の定着や社会参加の促進を図る。

19

## 短期介護予防サービスの流れ

〔 〕内は短期介護予防サービス受託者の業務内容

地域包括支援センター・  
委託された居宅支援事業所(介護予防ケアマネジメント)  
・アセスメント  
・ケアプラン原案作成

サービス担当者会議  
(必要時)

事前アセスメント

個別サービス計画書の作成

短期介護予防サービスの  
プログラムの実施

事後アセスメント及び評価

地域包括支援センター・  
委託された居宅支援事業所(介護予防ケアマネジメント)  
・評価

事業者から市へ実績報告・請求(毎月)、地域包括支援センター等へサービス提供状況報告

20

## 提供期間・回数・時間

利用者1人につき、提供期間は6か月(24回)とし、通所は原則6か月間(週1回)、訪問は1クール以内に必ず2回以上、最大3回まで実施できる。

訪問の提供は、短期介護予防サービスの利用が決定した日から終了する期間内であれば、いつ提供してもよい。

提供時間は、通所の場合は概ね120分、訪問の場合は60分程度とする。

※訪問については、経過措置を認めています。

21

## 送迎

身体的その他の状況から、自力でのサービスの利用が困難な利用者について、送迎を実施する。

なお、担当エリア外の利用者を受け入れる場合においても、自力での参加が困難な利用者については、送迎を実施する。

(経過措置あり)

**利用者負担：無料**

22

## 再利用について

**終了予定日から1年経過をした後**、ケアマネジメントの結果、短期介護予防サービスの利用が必要であると判断された場合は、再利用できる。

## サービス利用中に中断した場合について

利用者の都合により、利用者が短期介護予防サービスを中断した場合は、サービス提供期間の6か月の期間中であれば、中断後も継続して利用可。(例えば、4月からサービスを開始して、5月にケガにより中断。7月から再度利用した場合、9月まで利用可。)

※サービス利用中に要介護認定がついた場合は、利用を中止し、適切なサービスへの移行となります。

23

## 従事者の配置人数

通所 サービス提供従事員※1を以下の通り設置すること (人)

参加者人数	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 柔道整復師又は看護職	サービスに適した従事者 (介護職員)	合計
1～5	1	0	1
6～10	1	1	2
11～20	1	2	3

**訪問** 理学療法士又は作業療法士、柔道整復師の資格を有した従事者が望ましいが、必要に応じてサービス提供に適した従事者

※1 サービス提供従事員とは、サービス提供時間に専任で担当する者のことをいう。

◎従事者は、市が実施する研修会を受講し、必要時市が派遣する専門職の指導を受けること。

24

## 事業の実施形態

- ・短期介護予防サービスは、指定ではなく委託で実施
- 委託事業者を公募して選定する。

### 委託で実施する理由

- ・市の方向性や理念を理解した事業者に短期介護予防サービスを提供してもらう必要があるため。

25

## 短期介護予防サービスの流れ

地域包括支援センター・  
委託された居宅支援事  
業所(介護予防ケアマネジメント)  
・アセスメント  
・ケアプラン原案作成

サービス担当者会議  
(必要時)

事前アセスメント

個別サービス計画書の作成

短期介護予防サービスの  
プログラムの実施

事後アセスメント及び評価

事業所は市へ実績報告・請求(毎月)、地域包  
括支援センター等へサービス提供状況報告

□内は短期介護予防サービス  
受託者の業務内容

ケアマネジメント  
AあるいはB

地域包括支援センター・  
委託された居宅支援事  
業所(介護予防ケアマネジメント)  
・評価

26

## ケアマネジメントA、Bを状況に応じて選択

毎月モニタリングが必要と考えられる方はAを、そうでない方はBで支援してください。

【一宮市介護予防ケアマネジメント 費用コード】 2026年6月現在

費用コード	費用コードの名称	単位数
1001	ケアマネジメントA	442
1002	ケアマネジメントA・初回	742
1003	ケアマネジメントA・委託連携	742
1004	ケアマネジメントA・初回・委託連携	1042
2001	ケアマネジメントB	442
2002	ケアマネジメントB・初回	742
2003	ケアマネジメントB・委託連携	742
2004	ケアマネジメントB・初回・委託連携	1042

27

## ケアマネジメント報酬請求の例

### 【ケアマネジメントA】

ケース	Aの選択理由	支援内容(詳細)	請求
地域との交流が少なく、外出機会も少ない。最近体力の低下が顕著	体調の把握、またモチベーションを高めるため、毎月、面談等のモニタリングが必要なため	支援開始に際し、面談・担当者会議の開催(必須)及びケアプランの作成  月に1度、終了月までモニタリングを実施	支援開始月の翌月 費用コード:1001 ※初回加算、委託連携加算がある場合は費用コード1002~1004を利用 以後、終了月の翌月まで 費用コード:1001

### 【ケアマネジメントB】

ケース	Bの選択理由	支援内容(詳細)	請求
最近体力の低下がみられる。	ケアプランの効果検証程度の支援のため	支援開始に際し、面談・担当者会議の開催(任意)及びケアプランの作成  終了月にモニタリングを実施  途中月では必要に応じモニタリング	支援開始月の翌月 費用コード:2001 ※初回加算、委託連携加算がある場合は費用コード2002~2004を利用 終了月の翌月 費用コード:2001

28

## ○ケアマネジャー取扱件数の算出について

介護予防支援・・・受託件数×1/2としてカウントされる

介護予防ケアマネジメント・・・カウントなし

(受け持ち件数に上限はありませんが、適切な件数とすることが望まれます。)

## ○サービス事業所への提出

【様式1】利用申請書(原本)、【様式2】「いちのみや元気塾」利用チェックシート(原本)、利用者基本情報(写)、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書(写)、興味・関心シート(任意)

## ○市民への周知について

ケアマネジャー説明会后、必要時説明をお願いします。

説明のためにチラシもご活用ください。

29

## これまで

(お世話型ケアマネジメント)

- ▶ 週に1回、デイサービスだけで下肢筋力の強化をした。



- ▶ 筋力がついた。しかし、不安なため、一人で外出できなくなりました。

## これから

(自立支援型ケアマネジメント)

- ▶ 短期介護予防サービスで運動、栄養、口腔機能向上、認知症予防などの複合プログラムを6か月受ける。理学療法士が訪問で家庭環境や目標にあった、体操や環境整備などについて指導。
- ▶ 実際にサロンまで歩くことを目標にリハビリをした。



- ▶ その結果、サロンまで一人で歩いていくことができ、切り絵を行うことができた。

30